

保護者の皆様へ

西尾市教育委員会

新型コロナウイルス感染症の待機期間について

令和4年2月2日をもちまして、濃厚接触者の待機期間等について改正されました。つきましては、下記のように変更しますので、ご承知おきください。

記

1 濃厚接触者の待機期間について

陽性者と接触した日を0日目として、7日間（8日目から登校できます）

2 無症状患者（無症状病原体保有者）の待機期間について

検体採取日を0日目として、7日間（8日目から登校できます）

※1、2いずれの場合においても、10日間を経過するまでは、検温などご自身による健康状態の確認等を行っていただくようお願いいたします。

3 同居家族等に陽性者が出た場合の待機期間について

次の①から③のいずれか遅い方を0日目として、7日間（8日目から登校できます）

- ① 当該検査陽性者の発症日
- ② 当該検査陽性者が無症状（無症状病原体保有者）の場合は検体採取日
- ③ 当該検査陽性者の発症等により住居内で感染対策を講じた日

「感染対策」とは？

日常生活を送る上で可能な範囲での、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、物資等の共用を避ける、消毒等の実施などの対策

※ただし、

- ・当該同居家族等の中で別の家族が発症した場合、改めてその発症日（当該別の家族が無症状の場合は検体採取日）を0日目として起算する。
- ・当該検査陽性者が診断時点で無症状病原体保有者であり、その後発症した場合は、その発症日を0日目として起算する。

感染拡大のリスクは高まっています。各ご家庭におかれましても、引き続きマスクの着用、手指消毒等、徹底した感染防止対策をお願い申し上げます。

（連絡先 室場小学校 52-1066／携帯電話080-1576-9432）
（問合先 教育委員会事務局 学校教育課 65-2175）